

計画の体系について(案)

大項目	中項目			
	就学前	就学後	卒業後/就職期	高齢期
1 自立した地域生活への支援	日常生活支援サービスの充実			
				生活の場の確保
				地域生活への移行
				生活訓練の機会の確保
	保健・医療サービスの充実			
	情報提供の充実			
	経済的支援			
2 利権擁護の充実と権	相談支援体制の整備と充実			
	権利擁護・成年後見等の充実			
3 就労支援	就労支援体制の確立			
				就労継続への支援
				福祉施設等での就労支援
				就労機会の拡大
4 子どもの育ちと家庭の安心へ	障害の早期発見・早期療育			
	相談支援の充実			
	乳幼児期・就学前の支援		学齢期の支援	
5 ひとにやさしいまちづくり	安全で快適な生活環境の整備			
	防災・安全対策の充実			
	ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及			
	学習・スポーツ・文化活動の促進			
	地域との交流と社会参加の促進			
	地域福祉の担い手への支援			

大項目	中項目				小項目				
	就学前	就学後	卒業後 /就職期	高齢期	ポイント	現障害者計画の事業	基本構想実施計画上の新規・レベルアップ事業<かつこ内はその他事業>	見直し	
1 自立した地域生活への支援	日常生活支援サービスの充実				<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護等の訪問サービスは計画策定時の想定に近い利用実績となっているが、引き続き質量ともに充実を図る必要がある。 ・短期入所等については、強いニーズがあり、新たな整備が必要である。 ・通所事業については、選択肢が少ないなどの課題に対応していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護(ホームヘルプ) ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・短期入所(ショートステイ) ・短期入所施設の整備 ・療養介護 ・生活介護 ・施設入所支援 ・コミュニケーション支援事業 ・日常生活用具給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス ・日中短期入所事業 ・補装具の支給 ・緊急一時介護委託費助成 ・重度脳性まひ者介護 ・短期保護 ・福祉タクシー ・リフト付きタクシーの運行 ・移動支援 ・福祉有償運送事業への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 入所施設の整備(新) 福祉センターの建替えに伴う短期入所施設の整備(新) <自動車燃料費助成> <同行援護等法改正を踏えた事業> 	
	生活の場の確保				<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホームの要望は強い。 ・入所施設の整備に当たって、身体障害については医療的ケアのニーズが強い。 ・障害者の入居できる住宅へのニーズもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者住宅の運営 ・障害者住み替え家賃助成 ・障害者住宅あっせん ・障害者入居支援 ・心身障害者自立生活訓練施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホームの誘致 ・共同生活介護(ケアホーム) ・共同生活援護(グループホーム) ・入所施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉センターの建替えに伴う入所施設の整備(新) グループホーム・ケアホームの整備(新) 精神障害者グループホームの拡充(新) 	
	地域生活への移行				<ul style="list-style-type: none"> ・今後、さらに施設や病院等からの地域移行に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設入所者の地域生活への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中の精神障害者の地域生活への移行 	<ul style="list-style-type: none"> <安心生活支援事業> 	
	生活訓練の機会の確保				<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活訓練について、再利用等のニーズがある。 ・福祉センターの機能訓練事業について、新福祉センターにおいてもサービスの質を維持する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者社会復帰促進事業の推進 ・地域活動支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉センターの建替えに伴う自立生活訓練の充実(新) 	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者通所更生施設の運営
	保健・医療サービスの充実				<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の急患への対応や夜間の相談対応などへの要望がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療 ・障害者・児歯科治療事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談・訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携推進 	
	情報提供の充実				<ul style="list-style-type: none"> ・障害の種別に配慮した情報提供や情報のバリアフリーを推進する必要がある。 ・総合的な情報提供も望まれている。 ・福祉情報の更なる周知に努めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス情報の提供 ・福祉サービスに関する講座等 	<ul style="list-style-type: none"> ・声の広報・点字広報の発行 ・ホームページでの情報提供の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報のバリアフリーの推進 (レ)* 	<ul style="list-style-type: none"> SPコード(音声コード)の活用
	経済的支援				<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等について、引き続き利用者負担の軽減を図ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉手当の支給 ・児童育成手当の支給 	<ul style="list-style-type: none"> <利用者負担の軽減> (※平成24/3に改正法施行を踏まえての対応となる) 	

* 音声コードを含め、障害の特性に合わせた、意思疎通の機器や、適切な情報の提供媒体を検討します。例：デージー版の「障害者福祉のてびき」発行等

大項目	中項目				小項目				
	就学前	就学後	卒業後 /就職期	高齢期	ポイント	現障害福祉計画の事業	基本構想実施計画上の新規・ レベルアップ事業<カッコ内は その他事業>	見直し	
2 相談支援と権利擁護の充実	相談支援体制の整備と充実				<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい相談窓口とその充実 ・地域自立支援協議会における検討強化 ・相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくり ・相談機関の緊急時対応やアウトリーチ等の機能強化 ・法改正を踏まえた対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談体制の構築 ・相談支援事業 ・身体障害者相談員・知的障害者相談員 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域自立生活支援センター ・専門職の育成・研修 ・地域自立支援協議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の運営(し) <24時間相談・安心生活支援事業> <法改正を踏まえた対応> 	
	権利擁護・成年後見等の充実				<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度等の周知、普及啓発、将来の安心に備えた地域生活の支援が必要である。 ・虐待防止法の成立を踏まえ、障害者への虐待防止と養護者を支援する取り組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんサポート文京への支援 ・成年後見制度の利用促進 ・第三者評価制度の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスに対する苦情申し立て・相談対応の充実 ・自立生活のための権利擁護システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> <法改正の施行を踏まえた対応、障害者虐待防止対策支援事業> 	

大項目	中項目				小項目				
	就学前	就学後	卒業後 /就職期	高齢期	ポイント	現障害者計画の事業	基本構想実施計画上の新規・レベルアップ事業<かつこ内はその他事業>	見直し	
3 就労支援		就労支援体制の確立			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援センターのさらなる支援の充実 ・就労関係機関の連携強化 	就労支援センターの充実 就労支援ネットワークの構築・充実 障害者雇用の普及・啓発	就労支援者の育成 地域自立支援協議会の運営 精神障害者回復途上者デイケア事業		
			就労継続への支援		<ul style="list-style-type: none"> ・就労している障害者が安心して働き続けられる支援強化 	就業先企業への支援 安定した就業生活への支援			
			福祉施設等での就労支援		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者にあつた仕事や工賃のアップが求められている。 	福祉施設から一般就労への移行 就労移行支援	就労継続支援 福祉施設等での仕事の確保	<工賃アップ支援事業>	心身障害者通所授産施設の運営
			就労機会の拡大		<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性や個性にあつた就労の場の開拓が必要である。 	区の業務における就労機会の拡大		障害者就労支援事業の充実(レ) →シュレッダー委託 <地域雇用開拓促進事業> <地域自立支援協議会における就労資源の開発>	

大項目	中項目				小項目				
	就学前	就学後	卒業後 /就職期	高齢期	ポイント	既存事業	基本構想実施計画上の新規・レベルアップ事業<かつこ内はその他事業>	見直し	
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援	障害の早期発見・早期療育				<ul style="list-style-type: none"> ・早期療育や発達障害に関する支援の充実を図るため、関係機関の連携の強化を図る必要がある。 	乳幼児健康診査 療育相談の充実 発達健康診査	経過観察健康診査 発達に関する情報の普及啓発	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)(レ)	
	相談支援の充実				<ul style="list-style-type: none"> ・成長段階に応じた切れ目のない支援や関係機関のネットワークの強化。 ・子育てに係る総合的な相談支援やアドバイスも求められている。 ・子育てに負担を感じる親に対する相談支援 ・仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもを持つ保護者への支援を図る。 	多様な支援機関との連携 継続支援体制の充実 専門的療育訓練の充実	個別の支援計画の作成 専門家による巡回相談事業	療育事業の拡充及び関係機関等のネットワーク作り(レ)	
	乳幼児期・就学前の支援				<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関によるネットワークを強化や専門職員による支援の充実が必要である。 ・成長段階に応じて療育歴や発育歴等の情報を的確に引き継ぎ、支援者が変わっても切れ目のない一貫した支援を行う。 ・仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもを持つ保護者への支援を図る。 	保育園障害児保育 幼稚園特別保育	就学前相談体制の充実 児童デイサービスの充実	育成室への障害児受入れ(レ)	
		学齢期の支援			<ul style="list-style-type: none"> ・障害の状態に応じたきめ細やかな教育的支援。 ・通常の学級及び特別支援学級における個に応じた指導の充実。 ・教育部門と福祉部門の連携強化による支援の充実。 ・放課後等の居場所対策事業の拡充が求められている。 ・仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもを持つ保護者への支援を図る。 	教育相談の充実 特別支援教育の充実 特別支援子育て事業 育成室への障害児受入	バリアフリーパートナー運営 個に応じた指導の充実 放課後の居場所対策	中・高生の放課後居場所対策事業(レ) 交流及び共同学習支援員配置事業(新) 特別支援教室専門指導員派遣事業(新) 教育センター等建て替え整備事業(新) <放課後全児童向け事業> <特別支援教育連携協議会を設置>	

大項目

5 ひとにやさしいまちづくり

中項目	小項目				
	就学前	就学後	卒業後 /就職期	高齢期	
安全で快適な生活環境の整備	・区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等のバリアフリー化が必要である。 ・自転車のマナーや放置自転車への対応が求められている。	文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 道のバリアフリーの推進 公園のバリアフリーの推進	トイレのバリアフリーの推進(だれでもトイレづくり) 地下鉄駅へのエレベーター等の整備 総合的自転車対策の推進	基本構想実施計画上の新規・レベルアップ事業 <かつこ内はその他事業> 公園再整備事業(新) コミュニティバス運行(レ) 総合的自転車対策の推進(レ)	見直し
防災・安全対策の充実	・障害者が安心していられる避難所の確立が求められている。 ・要援護者情報の充実や人的支援のネットワークの構築が必要である。 ・災害時の情報提供体制の充実が求められている。	災害時要援護者への支援体制の充実 緊急通報システムの設置	火災安全システムの設置 福祉電話	地域防災計画の修正(新) 災害時要援護者の支援(レ)	
ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及	・一般の人の障害に対する理解を推進し、障害者に対するのみでなく、誰もが差別されない社会づくりを推進していくことが求められている。 ・日常生活の中で普通に障害者とかかわっていける地域づくりを推進していくことが求められている。	区報等による理念の啓発 心のバリアフリーの推進	施設と地域との交流の推進 情報のバリアフリーの推進(移行)	障害及び障害者に対する理解の促進(新)	
学習・スポーツ・文化活動の促進	・障害者がスポーツ、経済、文化活動など社会のあらゆる分野への活動に参加できるよう支援が必要である。	障害者教養講座 心身障害者通所施設合同運動会	心身障害者・児レクリエーション 障害者会館	障害者事業を通じた地域交流(合同運動会、ステージエコ、福祉の店)	
地域との交流と社会参加の促進	・地域とのふれあい交流の活動を推進するなど、障害者が地域で心豊かに過ごせるような取り組みの充実が課題となっている。	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」	施設祭り	障害者週間記念事業「ふれあいの集い」(レ)	
地域福祉の担い手への支援	・社会福祉法人やボランティア、民間福祉団体など地域福祉の主要な担い手に対して支援が求められている。	ボランティア・市民活動センターへの支援 点訳者・手話通訳者等の養成 ふれあいいきいきサロン事業への支援 いきいきサービス事業(住民参加型在宅福祉サービス)の充実	ファミリーサポートセンター事業 民生委員・児童委員協議会への支援・連携 話し合い員との連携 当事者及び家族の交流への支援	地域活動参加支援サイト(レ) 産学官連携 社会起業家育成アクションラーニング・プログラム(新)	